

K-Report

2017年 1月 1日発行
第 7 卷 第 1 号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612



謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。皆様の益々のご発展と本年が良き年となりますよう祈念すると共に、昨年同様のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



目次

- 1 改正情報
- 2 労務管理の基礎知識
- 3 所長コラム

1. 改正情報

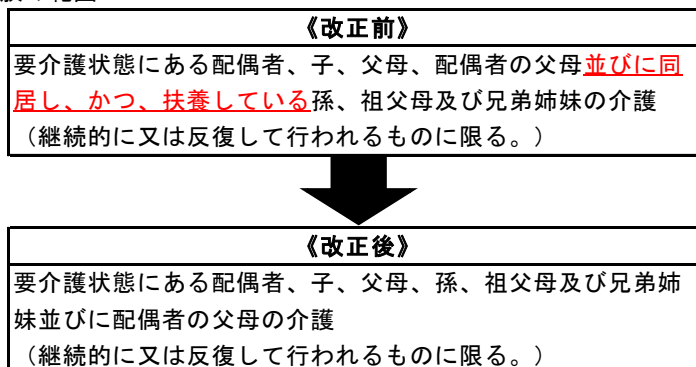
■ 労災保険法の通勤災害保護制度の改正

労災保険法では、労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡については、通勤災害として保険給付の対象としていますが、労働者が移動の経路を逸脱・中断した場合には、当該逸脱・中断の間及び合理的な経路に復帰後の移動は原則として通勤には含まれないとしています。但し、逸脱・中断が「日常生活上必要な行為」に該当する場合には、合理的な経路に復帰した後の移動は通勤に含まれる（その場合であっても逸脱・中断の間は通勤に含まれない）としています。この「日常生活上必要な行為」について、労災保険法施行規則では、一定の家族の介護が認められており、当該家族は育児・介護休業法の対象家族と同じ範囲で規定されています。

今般、平成29年1月1日に育児・介護休業法の対象家族が拡大されたことを踏まえ、「日常生活上必要な行為」に該当する介護の対象家族の範囲も同様とされることとなります。

◆改正点

逸脱・中断が「日常生活上必要な行為」と認められる介護の対象家族の範囲



◆施行日

平成29年1月1日予定

2. 労務管理の基礎知識

■ 割増賃金の基礎知識（1）

①割増率

使用者は、労働者に時間外労働、休日労働、深夜労働を行わせた場合には、法令で定める割増率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。支払う割増率はそれぞれの労働時間に対して次のように定められています。（労働基準法第37条第1項）

《割増賃金率》

時間外労働	2割5分以上（※1）
休日労働	3割5分以上
深夜労働	2割5分以上

（※1）

1か月60時間を超える時間外労働については5割以上の支払いが必要です。また、この場合には、事業場で労使協定を締結すれば、2割5分以上から5割以上に引き上げられた部分の割増賃金の支払いに代えて、有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。但し、中小企業については当分の間適用が猶予されています。（※2）

◆中小企業に対する猶予措置

大企業	25%以上 （法律）	50%以上 （法律）		
中小企業	25%以上 （法律）	25%を超える率（協定） 《努力義務》		
	0h	45h	60h	1か月の時間外労働時間数

（※2）
対象となる中小企業の範囲は次の①または②に該当する事業主です。

①資本金の額又は出資の総額

小売業	5,000万円以下
サービス業	
卸売業	1億円以下
それ以外	3億円以下

②常時使用する労働者数

小売業	50人以下
サービス業	100人以下
卸売業	
それ以外	300人以下

個人事業主や医療法人など資本金や出資金の概念がない場合は、労働者数のみで判断することとなります。

3. 所長コラム

■ 明けましておめでとうございます

先月号で2016年のニュースを掲載しましたが、12月に私は生まれて初めて裁判所で証人として法廷に立ちました。



2017年の干支は『酉（とり）』です。酉（鳥）は行動が素早いので、積極的な意味合いが含まれています。

また、「とり⇒とりこむ」で商売に繋がる縁起の良い干支とされています。

皆様にとって素敵な1年になりますように。

原告側の証人なのでそれほど緊張してないつもりでしたが、「証人は、質問が終わってから発言するように」と宣誓の後注意をされていたのに、いきなり弁護士の質問を遮り答えてしまい、裁判官から注意を受け緊張感がアップ、その後被告側の反対尋問に移り更に緊張感アップ。どうやら今年も、せっかちとあがり症は治りそうもない。

できる事から私なりに取り組めることと言えば、長時間労働への取り組みである。雑誌に掲載されていた「労基署が次に狙う業界はどこだ！」職種別長時間労働ワーストランキング【①ドライバー②理容師、美容師、エステティシャンなど③ゲーム関連専門職④建築、土木、測量技術者⑤記者、編集者、校正者⑥調理師、バーテンダーなど⑦デザイナー（ファッション、グラフィック関連）⑧広告、出版、マスコミ専門職⑨医師、歯科医師、獣医師、薬剤師⑩営業、販売従事者】

残業時間月100時間超から80時間超へと重点監督対象事業所が拡大され、労働基準監督署の標的はブルーカラーからホワイトカラー職場へとシフト移動している事も確かである。